



利用者の安全の確保が最優先 消防法第5条の2の規定に基づく使用停止命令発動を 決定し是正に導いた事例(2)

大阪市消防局予防部特別査察隊

大阪市消防局では、不特定の市民が利用する施設の消防法令違反を徹底して是正させるため、消防局予防部に特別査察隊を設置し、各消防署と消防局特別査察隊が一体となり、積極的に違反是正を推進しているところである。

本稿では、それらの事例の中から、消防法第5条の2の規定に基づく使用停止命令を準備し、その発動の直前で是正に至った違反是正事例を紹介しており、今回はその後編として、使用停止命令の検討から是正完結までの状況を紹介する。

使用停止命令発動に係る検討事項

関係者の対応状況から履行期限到来の時点において命令事項が履行されている可能性が低くなっていることから、所轄消防署及び特別査察隊により次の手順に従い、上位措置移

行の検討を行った。

(1)告発が使用停止命令か

当局の違反処理基準においては、消防用設備等設置義務違反について第1次措置：警告、第2次措置：消防法第17条の4第1項の規定に基づく設置命令、第3次措置：消防法第5条の2第1項の規定に基づく使用停止命令（条件付き）、第4次措置：告発と定められている。使用停止命令は、欄外備考において条件として「消防法第17条の4第1項の規定により必要な措置命じられたにもかかわらず、その措置が履行されず、(中略)引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動の支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合に命じるものとする。」とされている。この条件は、消防法第5条の2第1項の条文どおりでは

あるが、本件の場合、設置命令の発出から相当の期間が経過していることがあり、命令の履行期限の経過した事をもって使用停止命令に移行した場合に、警察比例の原則に照らし適切な命令といえるのかどうか懸念された。具体的には命令の不履行に対しては、法令に罰則規定の適用を持って対処すべきであり、事情の変更等により設置命令時よりも火災危険がさらに増大した等の理由をもって使用停止命令に移行すべきであるとの意見があった。このことについて、リーガルサポーターズ制^(注)による弁護士助言の結果等を踏まえ検討した結果、次の理由から、使用停止命令による措置に移行する方針とした。

- 本件防火対象物は、現に多数の者が居住し、不特定多数の者が利用する施設であり、早急な火災危険の排除が必要であること。
- 設置命令違反の罰則の適用を求める告発によっては火災危険は排除されないこと。
- 消防は火災予防のためあらゆる手段を尽くすべきであり、使用停止命令によらず告発により司法の処分に委ねることは消防の責務を最大限果たしていないと考えること。

(2)使用停止命令の範囲

本件防火対象物は、その用途が3階以上の

階は賃貸の共同住宅であることから、当該共同住宅部分を含む防火対象物全体を使用停止命令とした場合、居住者への影響は避けられない。このため、命令の対象を防火対象物全体とするべきか、一般的に火災発生危険が大であると考えられる特定用途である店舗部分のみを命令の対象とできるか検討した。これについて内部で議論は分かれたが、前記弁護士助言等も踏まえ検討した結果、次の理由から防火対象物全体に対する使用停止命令の方針とした。

- 本件命令の対象となる消防用設備等は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、放送設備について防火対象物全体に係るものであること、避難器具は共同住宅部分である3階以上の階が対象であることから、共同住宅部分の火災危険を無視することはできないこと。
- 個人の住居の場合は居住権を考慮する必要があるが、必ずしもすべてに優先するものではなく、本件の場合、居住権が火災予防の措置命令に優越するとはいえないと考えること。

(3)使用停止命令の名あて人

また、設置命令は建物所有者を名あて人と



消防用設備等設置命令に伴う標識の設置



重要違反処理検討委員会

していたが、使用停止命令に移行する場合、名あて人は設置命令と同じ建物所有者あてで十分であるか、現に建物を使用している居住者それぞれに対し使用の禁止を命ずる必要があるかについて検討した。これについても弁護士助言の結果も踏まえ、建物の所有者に対し使用停止命令を発出する方針とした。

(4) その他影響の考慮

その他の事項として弁護士相談において次の助言があった。

- 人権問題に発展する可能性について
 - 住民が市に対し損害賠償を求める可能性について
- いずれの事項についても可能性として存するが、今回の場合は法令要件を満たす適法かつ適切な命令として発出するものである以上、必要以上におそれる必要はないのではないかと見られる。

使用停止命令発動の準備

使用停止命令の発動にあたっては、実況見分による違反事実の再認定、弁明の機会の付与、その他の手続きが必要となるため、日程から逆算した使用停止命令発動日をXデーと定めスケジュールを作成し、方針決定及び委員会での検討後速やかに日程に合わせた準備及び是正指導を開始した。

Xデーの設定は、設置命令の最終履行期限(平成22年6月30日)の翌日7月1日に履行状況の調査を行い、履行されていない事実の確



立入検査(実況見分)の状況

認後、直ちに内部規定に基づき設置命令履行の「催告」を行い、催告の期間を2週間とし、7月16日に使用停止命令の発動に係る弁明の機会の付与を行い、弁明期限を2週間とし、最短で8月2日の命令発動と定めた。

あわせて、使用停止命令に従わない場合に備え、所轄警察署に状況の報告を行い、告発に関する事前打ち合わせを開始した。

設置命令履行期限経過後の関係者の対応

履行期限経過後、使用停止命令の発動及び具体的な準備作業に着手したことについて教示し、強力に是正を求めたところ、是正に向けて関係者の対応に急速な変化があった。以下時系列的に記す。

○6月25日(猶予の申し入れ)

最終の履行期限の5日前である同日、名あて人代理人が出頭し、使用停止命令の猶予の申し入れがあった。申し入れの内容は、代替店舗を新たに建設し移転することにより、本件防火対象物の店舗部分を閉鎖し違反を解消させる計画があり、移転が完了するまでの間の使用停止命令の猶予であった。これに対し移転計画は本件違反処理とは無関係であるため考慮できないことを回答し、履行期限経過後は、速やかに使用停止命令に移行する旨を教示した。

○7月1日(設置命令不履行の確認及び催告書の交付)

設置命令の最終の履行期限到来に伴い、所轄消防署と特別査察隊により命令不履行の確認の実況見分を実施した。命令は履行されていないことを確認したため、同日、名あて人本人に直接催告書を交付し、再度履行を求めるとともに、命令違反に係る罰則及び使用停止命令の発動について教示を行った。

○7月9日(名あて人出頭、是正の意思の申立て)

名あて人本人が出頭し、消防用設備等の設置及び建築基準法違反の是正の意思の申立てがあった。この時点では、是正完了までの具体的日程が不明であったため、使用停止命令の準備が進んでおり、7月中に履行されない場合は、使用停止命令となる旨を教示。

○7月12日(建築部局との合同立入検査)

建築部局と合同立入検査を実施し、建築基準法違反の状況の再確認を実施。

○7月13日(履行計画の提示)

名あて人代理人が出頭し、設置命令の履行計画の詳細案を提示した。これによるとすべ



て7月中の設置完了の計画であった。これを受けて文書による設置計画の提出を求めた。

○7月15日(名あて人出頭、履行計画の提出)

名あて人本人が出頭し、履行計画についての文書(上申書)を提出。工事は直ちに着手する、一部工事は着手済みとのことであった。所轄消防署が現地を確認したところ、何らかの工事は開始されているとの情報であった。

○7月16日(現地調査)

現地の状況を確認したところ、工事の着手を確認した。以後継続的に所轄消防署と特別査察隊により現地の状況の確認を実施。

○7月21日(現地調査)

営業中の店舗内においてもスプリンクラー配管工事が行われていることを確認。

○7月23日(名あて人出頭、履行状況の報告)

名あて人が出頭し、他の工事は期限内に完了できる見込みだが、スプリンクラー設備についてはポンプの入荷が遅れ8月8日まで猶予が欲しい旨の申し入れ。スプリンクラーポンプの発注に関する書類を提出。



上：営業中のスプリンクラー設備設置工事の状況
左：1階店舗内の状況(スプリンクラー配管がみえる。)

警告、命令の時系列

平成17年4月4日	立入検査（違反発見の端緒）※この間、継続的に立入検査・指導
平成21年2月3日	警告（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、放送設備、避難器具未設置） 履行期限 屋内消火栓、スプリンクラー：平成21年9月30日 放送設備、避難器具：平成21年4月30日
平成21年10月27日	命令（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、放送設備、避難器具未設置） 履行期限 屋内消火栓、スプリンクラー：平成22年6月30日 放送設備、避難器具：平成22年1月30日
平成22年7月1日	催告
平成22年8月9日	履行状況の確認検査、完結

○7月30日（立入検査）

建築部局と合同で、建築基準法違反に係る是正についての検査を実施。

○8月9日（履行確認）

所轄消防署と特別査察隊合同で履行確認検査の実施。消防用設備等設置の命令事項はすべて履行完結となった。

是正完結へ

前記のとおり、設置命令の履行期限経過後、直ちに使用停止命令の作業に着手したところ、関係者は急速に態度の変化を見せ、是正の意思を示し、短期間で是正完結を迎えた。消防用設備等の設置工事については、当初、費用面の問題、店舗の営業の問題などから難色を示していたが、一旦是正の意思を示してからは、店舗を営業しながら昼夜を徹して突貫工事を開始し、約3週間で工事を完了することとなった。その他、建築基準法違反となっていた事項についても、当初是正は困難と見られていたが、建築部局の指導のもと完結へと至った。

本件違反処理を振り返って

本件違反処理は、延べ面積3,000㎡を超える大規模な防火対象物における消防用設備等設置義務違反に係るものであった。

当初は、違反の内容及び関係者の対応から是正完結は困難であり、最終的には告発へ移行し、罰則の適用をもって履行を期すこともやむを得ないと考えていた事案であった。ま

た使用停止命令の検討においても、使用停止に伴う共同住宅部分の居住者への影響の問題、使用停止命令発動後の命令の実効性の確保の問題、命令発動に伴う社会的な影響など、さまざまな問題に突き当たった。

しかしながら、火災予防の原点に立ち返り、人命危険の排除を目標にすえ、すべて市民の安全を守るためであるとの強い信念のもと、与えられた権限の行使を決意し、毅然とした対応を関係者に示したことで、結果的に使用停止命令に至るまでに是正完結へ導くことができた事案となった。

違反是正にあたっては、常に先を見通し計画を立て、状況に応じ必要な準備を行い、相手方に先々の展開を十分に理解させた上では是正を求めることが必要であり、かつ有効であることを教訓として得た事案となった。

本件事案から得たさまざまな教訓を振り返り、今後の出現するであろう困難な違反是正事案においても、「安全と安心を創造し生産するプロ組織として、安心・安全なまちづくりに資する」という消防局の使命を果たすべく各消防署と特別査察隊が一体となり活動を行っていきたいと考えているところである。

（了）

（注）リーガルサポーターズ制度

日々の業務執行においてコンプライアンスを実践していくために、職員が事案に応じて弁護士によるアドバイスを得られる体制を整えることを目的とする大阪市の制度であり、職務に関する法的事項であれば民事法関係、刑事法関係、行政法関係を問わず、広く相談の対象となる（ただし、行政判断に属する事項は相談できない）。